

第7問 司法書士法務太郎は、平成27年3月27日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表者から、別紙1から別紙6までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受け、別紙9のとおり事情を聴取し、確認をした。また、司法書士法務太郎は、同年6月2日に事務所を訪れた東京商事株式会社の代表者から、別紙7及び別紙8の書類のほか必要書類の交付を受け、別紙10のとおり事情を聴取し、確認した。司法書士法務太郎は、登記すべき事項や登記のための要件などを説明したところ、必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理をそれぞれの日に依頼された。司法書士法務太郎は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年3月27日と同年6月2日にそれぞれ登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問3までに答えなさい。

問1 平成27年3月27日に申請した登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、添付書面の名称及び通数並びに登録免許税の額を答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 平成27年6月2日に申請した登記に関し、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、添付書面の名称及び通数並びに登録免許税の額を答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 東京商事株式会社の代表者から平成27年3月27日に聴取した内容又は同年6月2日に聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を答案用紙の第3欄に記載しなさい

（答案作成に当たっての注意事項）

- 1 登記申請書の添付書類は、全て適法に調べられており、所要の記名押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合であっても、援用はしないものとする。
- 3 解答欄の各欄に記載すべき事項がない場合には、該当の欄に「なし」と記載する。
- 4 被選任者の就任承諾は、選任された日に適法に得られているものとする。
- 5 東京都杉並区は、東京法務局杉並出張所の管轄である。
- 6 平成27年3月27日に申請した登記及び同年6月2日に申請すべき登記に関し、官庁の許可を要する事項はないものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用する。
- 8 訂正、加入又は削除をしたときは、押印や字数を記載することを要しない。ただし、訂正は、訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は、加入する部分を明示して行い、削除は、削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載する。
- 9 問題文に示されている場合を除いて、株主及び新株予約権者の同意は得られていないものとする。

別紙1

【平成27年1月1日現在の東京商事株式会社に係る登記記録の抜粋】

商号	東京商事株式会社
本店	東京都杉並区杉並一丁目1番1号
公告をする方法	東京経済新聞に掲載してする。
会社成立の年月日	平成9年7月7日
目的	1. OA機器の販売及びLAN工事 2. 前号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	4万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1万2000株 各種の株式の数 普通株式 1万株 優先株式 2000株
資本金の額	金1億2000万円
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 3万株 優先株式 1万株 1 剰余金の配当 剰余金については、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、1株につき1000円を支払う。 1 取締役の選任 普通株式の株主は、種類株主総会において、取締役2名までを選任することができる。 優先株式の株主は、種類株主総会において、取締役2名までを選任することができる。 1 当社が会社法第322条第1項に掲げる行為をする場合には、普通株式の株主又は優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡により取得するためには、株主総会の決議を要する。

役員に関する事項	取締役 A	平成 25 年 3 月 25 日就任
	取締役 B	平成 25 年 3 月 25 日就任
	取締役 C	平成 26 年 3 月 25 日就任
	取締役 D	平成 26 年 3 月 25 日就任
	東京都三鷹市西町一丁目 1 番 1 号 代表取締役 A	平成 25 年 3 月 25 日就任
	監査役 E	平成 24 年 3 月 25 日就任
	監査役 F	平成 25 年 3 月 25 日就任
	会計監査人 G	平成 26 年 3 月 25 日就任
新株予約権	第 1 回新株予約権 新株予約権の数 10 個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 1 万株 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込みを要しないとする旨 無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 金 400 万円 新株予約権を行使することができる期間 平成 24 年 6 月 30 日から平成 27 年 6 月 30 日まで 平成 24 年 3 月 25 日発行	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	

別紙2

東京商事株式会社の平成26年12月31日現在の株主及び持株数

株主名	持株数
甲野一郎	普通株式 3200 株
乙野二郎	普通株式 2400 株
丙野花子	普通株式 1800 株
丁野四郎	普通株式 1300 株
戊野五郎	普通株式 1000 株
己野六郎	普通株式 300 株
小田原商事株式会社 (本店：神奈川県小田原市城北町一丁目1番1号)	優先株式 2000 株

別紙3

【株式交換契約書】

株式交換契約書

【株式交換完全親会社】 東京都杉並区杉並一丁目1番1号

東京商事株式会社

代表取締役 A

【株式交換完全子会社】 神奈川県小田原市城北町一丁目1番1号

小田原商事株式会社

代表取締役 X

東京商事株式会社（以下、「甲」という。）と、小田原商事株式会社（以下、「乙」という。）とは、次のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換を行うものとする。

（株式交換対価及びその割当て）

第2条 甲は、株式交換に際して普通株式1200株を発行し、株式交換の日における乙の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する普通株式1株につき、甲の株式1株の割合をもって割当交付する。

（資本金及び資本準備金）

第3条 甲が株式交換により増加すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 1200万円とする。
- (2) 資本準備金 600万円とする。
- (3) 利益準備金 増加しない。

（株式交換の承認手続）

第4条 甲及び乙は、平成27年3月20日までに、それぞれ本契約の承認及び株式交換実行に必要な事項に関する手続を行う。

（株式交換がその効力を生ずる日）

第5条 株式交換の効力発生日は、平成27年3月20日とする。ただし、株式交換手続進上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（役員の就任）

第6条 株式交換の日に就職している甲の取締役及び監査役は、株式交換の日後も引き続きその任期満了の日まで就職するものとする。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後株式交換の効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。

（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

第8条 本契約締結の日から株式交換の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第9条 本契約は、第5条に定める甲及び乙の株式交換契約承認総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

（本契約に定めない事項）

第10条 本契約に定める事項のほか、株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通保有する。

平成27年2月1日

(甲)

【株式交換完全親会社】 東京都杉並区杉並一丁目1番1号

東京商事株式会社

代表取締役 A

(乙)

【株式交換完全子会社】 神奈川県小田原市城北町一丁目1番1号

小田原商事株式会社

代表取締役 X

別紙 4

【平成 27 年 3 月 15 日開催の東京商事株式会社の定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 決算承認の件

別紙計算書類（省略）の承認を求めたところ、承認された。

第 2 号議案 株式交換契約書承認の件

議長は、小田原商事株式会社と株式交換をすることについてその理由及びこれまでの経過を述べるとともに、株式交換契約書の内容について詳細に説明をした。その後、それぞれ質疑応答がなされ、議長が本議案の株式交換契約書承認につき、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。

第 3 号議案 第 1 回新株予約権の内容の変更の件

議長は、第 1 回新株予約権の行使期間の末日を平成 27 年 6 月 30 日から平成 28 年 6 月 30 日に変更したい旨を述べ、議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

別紙 5

【平成 27 年 3 月 15 日開催の東京商事株式会社の普通株主による種類株主総会の議事の概要】

第 1 号議案 取締役選任の件

議長は、本日開催された定時株主総会の終結時に退任した取締役の後任の取締役を選任する必要がある旨を述べ、次の者の選任について、その可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決した。なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

記

取締役 A、取締役 B

第 2 号議案 第 1 回新株予約権の内容の変更の件

議長は、第 1 回新株予約権の行使期間の末日を平成 27 年 6 月 30 日から平成 28 年 6 月 30 日に変更したい旨を述べ、議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

別紙6

【平成27年3月15日開催の東京商事株式会社の取締役会における議事の概要】

議案 代表取締役の選定の件

満場一致をもって、代表取締役に下記の者が選定された。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。

記

東京都三鷹市西町一丁目1番1号

代表取締役 A

別紙 7

【平成 27 年 5 月 20 日開催の東京商事株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、株主甲野一郎、丙野花子、丁野四郎及び戊野五郎の賛成をもって承認可決した。

記

現行	変更案
(目的) 第 3 条 当会社の目的は次のとおりである。 1. OA機器の販売及びLAN工事 2. <u>前号に附帯関連する一切の事業</u>	(目的) 第 3 条 当会社の目的は次のとおりである。 1. OA機器の販売及びLAN工事 2. <u>コンピュータシステムの構築及び販売</u> 3. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u>

第 2 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部変更を求めたところ、株主甲野一郎、乙野二郎、丙野花子及び己野六郎の賛成をもって承認可決した。

記

現行	変更案
(事業年度) 第 9 条 当会社の事業年度は、 <u>毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで</u> とする。	(事業年度) 第 9 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで</u> とする。 附則 3 条 定款変更後の最初の事業年度は、 <u>平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。</u>

別紙8

【平成27年6月1日開催の東京商事株式会社の臨時株主総会における議事の概要】

第1号議案 取締役選任の件

次の者の選任が諮られ、出席株主全員が賛成した。なお、被選任者は、席上就任承諾した。

記

取締役 X， 取締役 Y

第2号議案 会計監査人選任の件

次の者の選任が諮られ、株主乙野二郎、丙野花子、丁野四郎及び己野六郎の賛成をもって承認可決した。なお、被選任者は、席上就任承諾した。

記

会計監査人 南青山監査法人

別紙9

司法書士の聴取記録（平成27年3月27日現在）

- 1 東京商事株式会社は、平成27年3月15日午後1時から午後2時までの間において定時株主総会を開催した。株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立した。議事の概要は、別紙4の記載のとおりである。
- 2 東京商事株式会社は、平成27年3月15日午後3時から午後4時までの間において、普通株主による種類株主総会を開催した。普通株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立した。議事の概要は、別紙5の記載のとおりである。
- 3 東京商事株式会社は、平成27年3月15日午後5時30分から午後6時までの間において、取締役会を開催した。出席義務を有する役員の全員が出席したことから、取締役会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該取締役会は、適法に成立した。議事の概要は、別紙6の記載のとおりである。
- 4 小田原商事株式会社において、平成27年3月2日に開催された株主総会で適法に株式交換契約に関して承認がなされた。
- 5 平成27年3月20日現在の小田原商事株式会社の株主は、北条昌子1名のみである。
- 6 小田原商事株式会社の登記事項証明書には、本店の所在場所は神奈川県小田原市にある旨の記載があり、種類株式を発行している旨及び株券を発行している旨並びに新株予約権を発行している旨の記載はない。
- 7 別紙1の役員に関する事項欄に記載されている役員は、すべて選任と同時に就任している。
- 8 東京商事株式会社の事業年度は、1月1日から12月31日までであり、毎事業年度の末日から3か月以内に定時株主総会を開催する旨の定款の定めがある。
- 9 別紙5の取締役会議事録には出席者全員が市区町村長に登録した印鑑で記名押印している。
- 10 別紙4の第2号議案の他、東京商事株式会社において株式交換契約にかかる承認決議が必要な場合は平成27年3月17日に得られている。
- 11 第1回新株予約権の発行決議は株主総会決議及び普通株主による種類株主総会決議によってなされた。
- 12 取締役A及びBは普通株式の株主による種類株主総会、取締役C及びDは優先株式の株主による種類株主総会において選任された。

別紙 10

司法書士の聴取記録（平成 27 年 6 月 2 日現在）

- 1 東京商事株式会社は、平成 27 年 5 月 20 日午後 1 時から午後 2 時までの間において臨時株主総会を開催した。株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立した。議事の概要は、別紙 7 の記載のとおりである。
- 2 東京商事株式会社は、平成 27 年 6 月 1 日午後 1 時から午後 2 時までの間において臨時株主総会を開催した。株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立した。議事の概要は、別紙 8 の記載のとおりである。
- 3 平成 27 年 5 月 1 日、東京商事株式会社は、小田原商事株式会社から、その保有する東京商事株式会社の株式の全部を適法に取得した。なお、この事実その他の本問の別紙から読み取れる事実に基づくものを除き、東京商事株式会社の株主の構成に変動は生じていない。
- 4 平成 27 年 5 月 18 日、C が死亡し、C の親族からその旨の届けが東京商事株式会社になされた。
- 5 平成 27 年 5 月 22 日、第 1 回新株予約権の新株予約権者である戊野五郎が新株予約権 2 個を行使し、金 800 万円を指定の金融機関に払い込んだ。
- 6 第 1 回新株予約権の発行の際に、資本金として計上しない額についての定めはなされていない。
- 7 南青山監査法人の主たる事務所は、埼玉県さいたま市に存する。
- 8 東京商事株式会社の定款には、取締役の員数を 4 名以上とする旨の規定がある。

【MEMO】

【解答例】

第7問第1欄

ア 登記の事由	
取締役、代表取締役及び会計監査人の変更 新株予約権を行使することができる期間の変更 株式交換	
イ 登記すべき事項	
平成27年3月15日次の者重任 取締役 A、同 B 東京都三鷹市西町一丁目1番1号 代表取締役 A 会計監査人 G 同日変更 第1回新株予約権 新株予約権を行使することができる期間 平成24年6月30日から平成28年6月30日まで 平成27年3月20日変更 発行済株式の総数 13200株 各種の株式の数 普通株式 11200株 優先株式 2000株 資本金の額 金1億3200万円	
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）	
金14万4000円	
エ 添付書類の名称及び必要な通数	
株式交換契約書	1通
株主総会議事録	1通
種類株主総会議事録	2通
取締役会議事録	1通
印鑑証明書	6通
就任承諾書	3通
公認会計士であることを証する書面	1通
資本金の額の計上に関する証明書	1通
小田原商事株式会社の登記事項証明書	1通
小田原商事株式会社の株主総会議事録	1通
委任状	1通

第7問第2欄

ア 登記の事由
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 新株予約権の行使 取締役、監査役及び会計監査人の変更
イ 登記すべき事項
平成27年5月18日変更 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容 普通株式 3万株 優先株式 1万株 1 剰余金の配当 剰余金については、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、1株につき1000円を支払う。 1 当社が会社法第322条第1項に掲げる行為をする場合には、普通株式の株主又は優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 平成27年5月22日変更（「平成27年5月31日変更」としてもよい） 発行済株式の総数 15200株 各種の株式の数 普通株式 13200株 優先株式 2000株 資本金の額 金1億4000万円 同日変更（「平成27年5月31日変更」としてもよい） 第1回新株予約権 新株予約権の数 8個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 8000株 平成27年5月18日取締役C死亡 平成27年5月20日次の者退任 取締役 D 監査役 E 会計監査人G 平成27年6月1日次の者就任 取締役 X, 同 Y
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）
金11万6000円

エ 添付書類の名称及び必要な通数	
定款	1 通
株主総会議事録	2 通
就任承諾書	2 通
新株予約権の行使があったことを証する書面	1 通
払込みがあったことを証する書面	1 通
資本金の額の計上に関する証明書	1 通
死亡届	1 通
委任状	1 通

※ 平成 27 年 2 月施行予定の商業登記規則では、「取締役の住民票の写し」2 通が必要となる。

第 7 問第 3 欄

ア 登記の申請を代理すべきでない事項	
1 目的の変更の件	
2 会計監査人選任の件	
イ 理由	
1 目的を変更するには定款を変更する必要があるが、定款を変更するためには株主総会の特別決議を要する。しかし、本問では出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得られていないため、有効な決議がされていない。従って、当該目的変更の登記を申請することができない。	
2 会計監査人を選任するには株主総会の普通決議が必要である。しかし、本問では新株予約権の行使によって発行済株式の数が増加したこともあり、出席株主の議決権の過半数の賛成を得られていないため、有効な決議がされていない。従って、会計監査人就任の登記を申請することができない。	

論点 1 東京商事株式会社と小田原商事株式会社の株式交換の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 平成 27 年 2 月 1 日、東京商事株式会社（代表取締役 A）と小田原商事株式会社（代表取締役 X）は、東京商事株式会社を株式交換完全親会社、小田原商事株式会社を株式交換完全子会社とする旨の株式交換契約を締結した（別紙 3）。

【事実関係の分析】

- 株式交換とは、株式会社がその発行済株式の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることを目的とする行為である（会社法 2 条 31 号）。本件においては、小田原商事株式会社が発行する株式がすべて東京商事株式会社に取得された結果、小田原商事株式会社は東京商事株式会社の完全子会社となる。そして、小田原商事株式会社は、完全親会社となった東京商事株式会社に支配管理されることになる。
- 株式交換の当事会社については次の制限が加えられている。

株式交換完全子会社	☐ 株式会社のみがなれる（会社法 2 条 31 号）。 ☐ 特例有限会社はなれない（整備法 38 条）。
株式交換完全親会社	☐ 株式会社又は合同会社がなれる（会社法 2 条 31 号）。 ☐ 特例有限会社はなれない（整備法 38 条）。

この点、本件において、当事会社は、いずれも株式会社であるため問題はない。

- 株式交換をする場合においては、株式交換子会社と株式交換親会社の代表取締役が、株式交換契約を締結しなければならない（会社法 767 条）。この点については、適法に完了している。

- ② 本件の株式交換契約書には、次のような事項が記載されている（別紙 3）。

【株式交換完全親会社】	東京都杉並区杉並一丁目 1 番 1 号 東京商事株式会社 代表取締役 A
【株式交換完全子会社】	神奈川県小田原市城北町一丁目 1 番 1 号 小田原商事株式会社 代表取締役 X

【事実関係の分析】

- 本件のように株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社である場合は、株式交換契約において、株式交換完全子会社と株式交換完全親会社の商号及び住所を定めなければならない（会社法 768 条 1 項 1 号）。この点については、適法に定められているといえる。

（株式交換対価及びその割当て）

第 2 条 甲は、株式交換に際して普通株式 1200 株を発行し、株式交換の日における乙の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する普通株式 1 株につき、甲の株式 1 株の割合をもって割当交付する。

（資本金及び資本準備金）

第 3 条 甲が株式交換により増加すべき資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 1200 万円とする。
- (2) 資本準備金 600 万円とする。
- (3) 利益準備金 増加しない。

【事実関係の分析】

- 本件のように株式交換完全親会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わって株式交換完全親株式会社の株式を交付するときは、次に掲げる事項を定めなければならない（会社法 768 条 1 項 2 号イ）。

- i 交付される株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法
- ii 当該株式交換完全親株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

この点については、i 及び ii ともに適法に定められている。

- また、ここから本件において株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親会社の株式のみであるので、株式交換完全親会社における債権者異議手続は不要であることが分かる（会社法 799 条 1 項 3 号）。

【参考： 株式交換完全親会社における債権者異議手続（会社法 799 条 1 項 3 号）】

債権者保護手続が必要な場合	異議を述べることができる債権者
i 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親会社の株式又は持分その他法務省令で定めるもの（会社施規 198 条） <u>以外</u> の場合 ※ 1 ii 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 ※ 2	☐ すべての債権者

- ※ 1 会社がある財産の取得においては、対価として当該会社の株式を交付するならば責任財産自体は減少しないので、債権者を害することにはならないが、株式以外の財産を交付する場合、財産の価格が不当に評価されたときは、当然に不当な財産の流出が生じるので、債権者が害されるからである。
- ※ 2 この場合は、株式交換完全親株式会社は、効力発生日に、当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継することになるからである（会社法 769 条 5 項）。

（株式交換がその効力を生ずる日）

第 5 条 株式交換の効力発生日は、平成 27 年 3 月 20 日とする。ただし、株式交換手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

【事実関係の分析】

- ☐ 本件のように株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社である場合は、株式交換契約において、株式交換がその効力を生ずる日（効力発生日）を定めなければならない（会社法 768 条 1 項 6 号）。この点については、適法に定められているといえる。

- ③ 東京商事株式会社は、平成 27 年 3 月 15 日開催の定時株主総会において、小田原商事株式会社との株式交換契約について満場一致をもって承認可決を受けている（別紙 4 第 2 号議案）。本定時株主総会は、株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は適法に成立している（別紙 9 聴取記録 1）。

【事実関係の分析】

- ☐ 株式交換完全親会社は、株式交換の効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交換契約の承認を受けなければならない（会社法 795 条 1 項、309 条 2 項 12 号）。この点においては、適法に手続きが完了しているものといえる。

- ④ 東京商事株式会社は、非公開会社（会社法2条5号）であり、種類株式発行会社（会社法2条13号）である（別紙1参照）。
- ⑤ ③の他に、東京商事株式会社において株式交換契約にかかる承認決議が必要な場合は平成27年3月17日に得られている（別紙9 聴取記録10）。

【事実関係の分析】

- 株式交換完全親株式会社が種類株式発行会社であり、株式交換対価が株式交換完全親株式会社の譲渡制限株式である場合は、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特別決議が必要となる（会社法795条4項3号）。これは、譲渡制限株式を有する株主の持分比率維持の利益を保護するためである。この点、本件においては、株式交換完全親会社である東京商事株式会社が種類株式発行会社であり、かつ株式の譲渡制限の規定が設けられた非公開会社であるため、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特別決議が必要であるところ、当該決議は平成27年3月17日に有効に得られているものといえる。

【参考： 株式交換における完全親株式会社の決議要件】

- 株式交換契約の承認については原則として、株主総会の特別決議が必要である（会社法795条1項、309条2項12号）。
- 次のいずれにも該当する場合は、株式交換契約において定めた株式交換の対価である種類株式（会社法768条1項2号イ）を構成員とする種類株主総会の決議が必要である（会社法795条4項3号、会社法324条2項6号）。

- i 株式交換完全親株式会社が種類株式発行会社
- ii 株式交換完全子会社の株主に対して株式交換完全親株式会社の譲渡制限株式を交付しており、会社法199条4項の定款の定めがない

- ⑥ 小田原商事株式会社においては、平成27年3月2日に開催された株主総会で適法に株式交換契約に関して承認がなされている（別紙9 聴取記録4）。
- ⑦ 小田原商事株式会社の登記事項証明書には、種類株式を発行している旨の記載はない（別紙9 聴取記録6）。

【事実関係の分析】

- ここから、株式交換完全子会社においては適法に株式交換契約についての承認が得られているものといえる（会社法 783 条 1 項）。
- なお、株式交換完全子会社は種類株式発行会社ではなく、対価も株式交換完全親株式会社の持分等ではなく株式であるため、上記の株主総会決議以外の決議は要しないものといえる。

【参考： 株式交換における完全子会社の決議要件】

- 株式交換契約の承認については、原則として株主総会の特別決議が必要である（会社法 783 条 1 項, 309 条 2 項 12 号）。
- 次のいずれにも該当する場合は、株式交換契約の承認については、株主総会の特殊決議が必要となる（会社法 783 条 1 項, 309 条 3 項 2 号）。

- i 株式交換完全子会社が種類株式発行会社ではない。
- ii 株式交換完全子会社が公開会社である。
- ii 株式交換完全子会社に交付される対価の全部又は一部が譲渡制限株式である。

- 次のいずれにも該当する場合は、株式交換契約においては、株式交換完全子会社の総株主の同意を得なければならない（会社法 783 条 2 項）。

- i 株式交換完全子会社が種類株式発行会社ではない。
- ii 株式交換完全子会社に交付される対価の全部又は一部が持分等である。

- 次のいずれにも該当する場合は、譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特殊決議が必要である（会社法 783 条 3 項, 324 条 3 項 2 号）。

- i 株式交換完全子会社が種類株式発行会社である。
- ii 株式交換完全子会社に交付される対価の全部又は一部が譲渡制限付株式である。
- iii ii の対価を受ける種類株式の株主の保有している株式が譲渡制限株式ではない。

- ☐ 次のいずれにも該当する場合は、株式交換については、持分等の割当を受ける種類の株主の全員の同意が必要である（会社法 783 条 4 項）。

- i 株式交換完全子会社が種類株式発行会社である。
ii 株式交換完全子会社に交付される対価の全部又は一部が持分等である。

- ⑧ 小田原商事株式会社の登記事項証明書には、株券を発行している旨及び新株予約権を発行している旨の記載はない（別紙 9 聴取記録 6）。

【事実関係の分析】

- ☐ ここから、本件においては、株券提供公告及び新株予約権証券提供公告については考慮しなくてよいことになる（会社法 219 条 1 項但書、293 条 1 項）。
- ☐ また、ここから本件の株式交換完全子会社においては、新株予約権が発行されていないので、債権者異議手続についても考慮しなくてもよいことが分かる（会社法 789 条 1 項 3 号）。

【参考： 株式交換完全子会社における債権者異議手続（会社法 789 条 1 項 3 号）】

債権者保護手続が必要な場合	異議を述べることができる債権者
☐ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 ※1	☐ 当該新株予約権付社債についての社債権者

※1 この場合、株式交換契約新株予約権者に対しては、株式交換により完全子株式会社の新株予約権に代わって、完全親株式会社の新株予約権が交付されることになるので、完全親株式会社の財務状況によって不利益を受ける可能性があるからである。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、平成 27 年 3 月 27 日に申請した登記として、平成 27 年 3 月 20 日付けで株式交換による変更登記を申請することになる。

(3) 申請例

第7問第1欄

ア 登記の事由
株式交換
イ 登記すべき事項
平成27年3月20日変更 発行済株式の総数 13200株 各種の株式の数 普通株式 11200株 優先株式 2000株 資本金の額 金1億3200万円
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）
金8万4000円
エ 添付書類の名称及び必要な通数
株式交換契約書 1通
株主総会議事録 1通
種類株主総会議事録 1通
資本金の額の計上に関する証明書 1通
小田原商事株式会社の登記事項証明書 1通
小田原商事株式会社の株主総会議事録 1通
委任状 1通

◆ 「イ 登記すべき事項」の記載における注意点

- 登記すべき事項は、株式交換により増加した発行済（種類）株式総数、新株予約権の数等、資本金の額及びその変更年月日（株式交換契約で定められた効力発生日）である。「株式交換をした旨並びに株式交換完全子会社の商号及び本店」などは登記すべき事項ではない。これは、株式交換においては、単に株式交換完全子会社の株主が、当該会社以外の株主に交代するだけであり、事業上の権利義務の移転は生じていないからである。もっとも、発行済株式の総数や資本金の額に変動が生じていれば、募集株式の発行の登記と同視できるので、変更登記が必要となるのである。

【参考： 組織再編において必ず登記すべき事項となるもの】

登記の形態	登記しなければならないもの
吸収合併による変更の登記 (商登法 79 条)	☐ 合併をした旨 ☐ 吸収合併により消滅する会社の商号及び本店
新設合併による変更の登記 (商登法 79 条)	☐ 合併をした旨 ☐ 新設合併により消滅する会社の商号及び本店
吸収分割承継会社がする 吸収分割による変更の登記 (商登法 84 条 1 項)	☐ 分割をした旨 ☐ 吸収分割会社の商号及び本店
新設分割による設立の登記 (商登法 84 条 1 項)	☐ 分割をした旨 ☐ 新設分割会社の商号及び本店
吸収分割会社がする 吸収分割による変更の登記 (商登法 84 条 2 項)	☐ 分割をした旨 ☐ 吸収分割承継会社の商号及び本店
新設分割会社がする 新設分割による変更の登記 (商登法 84 条 2 項)	☐ 分割をした旨 ☐ 新設分割により設立する会社の商号及び本店

- ☐ 本件の株式交換に際しては、普通株式 1200 株が発行され（別紙 3 第 2 条）、資本金として 1200 万円が増加している（別紙 3 第 3 条）。よって、発行済株式の総数、各種の株式の数及び資本金の額は次のように変更することになる。

変更前	変更後
発行済株式の総数 1 万 2000 株	発行済株式の総数 1 万 3200 株
各種の株式の数	各種の株式の数
普通株式 1 万株	普通株式 1 万 1200 株
優先株式 2000 株	優先株式 2000 株
資本金の額 金 1 億 2000 万円	資本金の額 金 1 億 3200 万円

◆ 「ウ 登録免許税の額」の記載に関する注意点

- ☐ 資本金の額の増加として、増加した資本金の額金 1200 万円に 1000 分の 7 を乗じた金 8 万 4000 円が登録免許税の額となる（登免法別表 1.24. (1)ニ）。

- ◆ なお、本件において、株式交換完全子会社は新株予約権を発行していないので、株式交換完全子会社とする株式交換による新株予約権の変更の登記については、申請する必要はない。

【参考： 株式交換完全子会社とする株式交換による変更の登記について】

- 株式交換においては変更登記を要するのは、原則として株式交換完全親株式会社のみであり、株式交換完全子会社においては不要である。これは、株式交換においては、株式交換完全子会社については、株主が交代するだけであり、「株主」自体は登記すべき事項ではないからである。
- もっとも、株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付するときは、株式交換完全子会社においても変更登記を申請しなければならない（会社法 768 条 1 項 4 号）。これは、事業上の権利義務の移転が生じているといえるからである。この場合は、株式交換完全子会社から新株予約権の登記を抹消し、株式交換完全親会社の登記簿に承継した新株予約権を登記することになる。
- 本店の所在地における株式交換完全子会社とする株式交換による変更の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に株式交換完全親株式会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由して行うことになり（商登法 91 条 1 項）、また、株式交換完全親会社とする株式交換による変更の登記と同時にしなければならない（商登法 91 条 2 項）。

論点2 平成27年3月15日の定時株主総会における第1回新株予約権の内容の変更の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 平成27年3月15日の定時株主総会においては、第1回新株予約権の行使期間の末日を平成27年6月30日から平成28年6月30日に変更する旨の決議がされている（別紙4 第3号議案）。本定時株主総会は、株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立している（別紙9 聴取記録1）。また、本議案については満場一致をもって承認可決されている（別紙4 第3号議案）。
- ② 平成27年3月15日開催の東京商事株式会社の普通株主による種類株主総会においては、第1回新株予約権の行使期間の末日を平成27年6月30日から平成28年6月30日に変更する旨の決議がされている（別紙5 第2号議案）。本種類株主総会は、普通株主の全員が出席したことから、種類株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立している（別紙9 聴取記録2）。また、本議案については満場一致をもって承認可決されている（別紙5 第2号議案）。
- ③ 第1回新株予約権の発行決議は株主総会及び普通株主による種類株主総会決議によってなされた（別紙9 聴取記録11）。
- ④ 新株予約権者の同意は得られていない（答案作成に当たっての注意事項9）。

【事実関係の分析】

- 既に発行されているある種類の新株予約権の全部について、その内容を変更するときは、次の要件を満たさなければならない。

- i 新株予約権の発行決議をした機関において、当該新株予約権の内容を変更する旨の決議をしたこと
- ii 取締役会（又は取締役の過半数の一致）により内容変更の決議をした場合において、株主以外に特に有利な条件となるときは、更に株主総会の特別決議を得ること（平8.7.25民4.1350）。
- iii 新株予約権者全員の同意があること。ただし、登記実務上、新株予約権の行使期間の延長のように新株予約権者の不利益とならない場合は、不要である。

この点、本件の新株予約権の内容の変更については、新株予約権の発行決議をした株主総会及び種類株主総会決議において、満場一致をもって可決承認されているので i の要件を満たしており、ii の要件については考慮する必要はないものといえる。さらに、新株予約権の行使期間の延長が変更内容であるため、iii の要件については、新株予約権者全員の同意は不要であるといえる。よって、本件においては、有効に新株予約権の行使期間の変更をすることができる。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、平成27年3月27日に申請した登記として、平成27年3月15日付けで新株予約権の内容の変更登記を申請することになる。

(3) 申請例

第7問第1欄

ア	登記の事由
	新株予約権を行使することができる期間の変更
イ	登記すべき事項
	平成27年3月15日変更 第1回新株予約権 新株予約権を行使することができる期間 平成24年6月30日から平成28年6月30日まで
ウ	登録免許税の額（内訳の記載は要しない）
	金3万円
エ	添付書類の名称及び必要な通数
	株主総会議事録 1通
	種類株主総会議事録 1通
	委任状 1通

論点3 平成27年3月15日の普通株主による種類株主総会における取締役A及びBの
選任及び同日の取締役会における代表取締役Aの選定の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 東京商事株式会社は、種類株式の内容として次のような定款の定めがある（別紙1）。

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

普通株式 3万株

1 取締役の選任

普通株式の株主は、種類株主総会において、取締役2名までを選任することができる。

- ② 取締役A及びBは普通株式の株主による種類株主総会において選任された（別紙9 聴取記録12）。AとBは選任と同時に就任している（別紙9 聴取記録7）。

役員に関する事項

取締役 A 平成25年3月25日就任

取締役 B 平成25年3月25日就任

【事実関係の分析】

- 本件のように役員選任権付種類株式（会社法108条1項9号）が発行されている場合には、取締役の選任は、全体の株主総会ではなく当該種類株主総会において決議される（会社法347条、329条1項）。

- ③ 東京商事株式会社の役員の任期については定款に別段の定めはない（別紙9 参照）。

【事実関係の分析】

- ここから、申請会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなる（会社法332条1項本文）。

- ④ 東京商事株式会社の事業年度は、1月1日から12月31日までであり、毎事業年度の末日から3か月以内に定時株主総会を開催する旨の定款の定めがある（別紙9 聴取記録8）。

- ⑤ 東京商事株式会社においては、平成27年3月15日に定時株主総会が開催されている（別紙4 参照）。

【事実関係の分析】

- ここから、申請会社の取締役A及びBについては、平成26年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）の事業年度のうち最終のものに関する平成27年3月15日開催の定時株主総会の終結時において任期満了により退任することが分かる。
- 取締役Aは代表取締役でもあるので、前提資格を失えば（会社法349条3項、362条3項）、当然に代表取締役の地位も退任する。

- ⑥ 東京商事株式会社においては、平成27年3月15日開催の普通株主による種類株主総会において、同日に開催された定時株主総会の終結時に退任した取締役の後任の取締役として、以下の者を選任した（別紙5 第1号議案）。被選任者は、席上就任承諾した。

取締役	A
取締役	B

本種類株主総会は、普通株主の全員が出席したことから、種類株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立している（別紙9 聴取記録2）。また、本議案については満場一致をもって承認可決されている（別紙5 第1号議案）。

【事実関係の分析】

- 本件のように役員選任権付種類株式（会社法108条1項9号）が発行されている場合には、取締役の選任は、全体の株主総会ではなく当該種類株主総会において決議される（会社法347条、329条1項）。これは、再任の場合であっても変わることはない。
よって、本件の決議機関は適法であり、また役員の選任における特別な株主総会の普通決議（会社法341条）の決議要件も有効に満たしているものといえる。
- 株式会社と役員の関係は、委任に関する規定に従うため（会社法330条）、株主総会で選任された者が就任を承諾して初めて、就任の効力は生じるものとされている（民法643条）。これは、本件のように席上なされたものでもよいとされている。
- ここから、取締役A及びBは任期満了と同時に同一資格により再就任したことが分かる。この場合は、登記実務上は、退任及び就任の登記を一括して「重任」の登記を申請することになる。

- ⑦ 東京商事株式会社においては、平成27年3月15日開催の取締役会において、代表取締役Aを選定した（別紙6）。なお、被選定者は、席上その就任を承諾した。本取締役会は、出席義務を有する役員の全員が出席したことから、取締役会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該取締役会は、適法に成立している（別紙9 聴取記録3）。また、本議案については満場一致をもって承認可決されている（別紙6）。

【事実関係の分析】

- ☐ ここから、Aは代表取締役としても有効に選定されたことが分かる（会社法362条3項）。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、平成27年3月27日に申請した登記として、平成27年3月15日付けで取締役A、B及び代表取締役Aの重任の登記を申請する。

(3) 申請例

第7問第1欄

ア 登記の事由	
取締役及び代表取締役の変更	
イ 登記すべき事項	
平成27年3月15日次の者重任 取締役 A、同 B 東京都三鷹市西町一丁目1番1号 代表取締役 A	
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）	
金3万円	
エ 添付書類の名称及び必要な通数	
種類株主総会議事録	1通
取締役会議事録	1通
印鑑証明書	6通
就任承諾書	3通
委任状	1通

◆ 「エ 添付書類の名称及び必要な通数」の記載における注意点について

□ 添付すべき印鑑証明書の通数は6通である。

本件においては、東京商事株式会社は取締役会設置会社であり（別紙1参照）、取締役会の決議によって代表取締役を選定している（別紙6）。よって、次の印鑑証明書の添付が必要となる。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">i 出席した取締役及び監査役が取締役会の議事録に押印した印鑑についての印鑑証明書（商登規 61 条 4 項 3 号）ii 代表取締役が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑についての印鑑証明書（商登規 61 条 3 項） |
|--|

-

論点4 平成27年3月15日の定時株主総会における会計監査人Gのみなし 再任の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 東京商事株式会社の会計監査人Gは、平成26年3月25日に就任している（別紙1参照）。
- ② 東京商事株式会社の事業年度は、1月1日から12月31日までであり、毎事業年度の末日から3ヶ月以内に定時株主総会を開催する旨の定めがある（別紙9 聴取記録8）。
- ③ 東京商事株式会社においては、平成27年3月15日に定時株主総会が開催されている（別紙4参照）。

【事実関係の分析】

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるとされている（会社法338条1項）。これは、会計監査人の職務が会計監査であるところ、多くの株式会社は1年決算制度を採用しているのでそれに合わせたものである。よって、会計監査人Gは、平成26年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日）のうち最終のものである定時株主総会、すなわち平成27年3月15日開催の定時株主総会において任期満了により退任することになる。

- ④ 平成27年3月15日開催の定時株主総会においては、会計監査人については何らの決議もされていない（別紙4参照）。

【事実関係の分析】

- もっとも、このように毎年会計監査人の選任決議を行うこととしてしまうと、会計監査人は地位の継続を心配するあまり公正な監査を行わなくなると懸念されてきた。そこで、会計監査人については、定時株主総会において、再任しない旨の別段の決議が行われえない限りは、自動的に現在の会計監査人が再選されるものとした（会社法338条2項）。よって、本件の会計監査人Gの任期満了の定時株主総会においては、再任しない旨の別段の決議は行われていないので（別紙4）、当該定時株主総会において自動的に再任されたものとみなされる。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、平成27年3月27日に申請した登記として、平成27年3月15日付けで会計監査人Gの重任の登記を申請する。

(3) 申請例

ア	登記の事由
	会計監査人の変更
イ	登記すべき事項
	平成27年3月15日次の者重任 会計監査人G
ウ	登録免許税の額及びその内訳
	金3万円
エ	添付書類の名称及び必要な通数
	株主総会議事録 1通 公認会計士であることを証する書面 1通 委任状 1通

◆ 「エ 添付書類の名称及び必要な通数」の記載における注意点について

- ☐ 「株主総会議事録」を1通、添付する（商登法54条4項）。
これは、平成27年3月15日開催の定時株主総会のものであり、会計監査人の退任（重任）の年月日を明らかにするものである。
- ☐ 「会計監査人の資格証明書」を1通、添付する（商登法54条2項3号）。
会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないとされている（会社法337条1項）。ゆえに、会計監査人の就任はもとより、本件のような会計監査人の再任が擬制されたことによる重任の登記を申請するときであっても、会計監査人に関する資格証明書を添付するものとされている（商登法54条2項2号、3号）
- ☐ 会計監査人の就任承諾書及び監査契約書の添付は不要である（平18.3.31民商782）。
これは、会計監査人の自動再任（会社法338条2項）の趣旨は、会計監査人の地位の安定であり、登記実務上は、通常は会計監査人の就任承諾はあるものと考えられるので、積極的に就任承諾を証する書面の添付を要求していないのである。

論点 5

平成 27 年 5 月 18 日の取締役 C の死亡の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 東京商事株式会社は、種類株式の内容として次のような定款の定めがある（別紙 1）。

発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容

優先株式 1 万株

1 取締役の選任

優先株式の株主は、種類株主総会において、取締役 2 名までを選任することができる。

- ② 東京商事株式会社の株主のうち、優先株式を有するのは小田原商事株式会社である（別紙 2 参照）。

- ③ 取締役 C 及び D は優先株式の株主による種類株主総会において選任された（別紙 9 聴取記録 12）。C と D は選任と同時に就任している（別紙 9 聴取記録 7）。

役員に関する事項

取締役 C 平成 26 年 3 月 25 日就任

取締役 D 平成 26 年 3 月 25 日就任

【事実関係の分析】

- 本件のように取締役等選解任権付株式（会社法 108 条 1 項 9 号）が発行されている場合には、取締役の選任は、全体の株主総会ではなく当該種類株主総会において決議される（会社法 347 条、329 条 1 項）。

- ④ 平成 27 年 5 月 1 日、東京商事株式会社は、小田原商事株式会社から、その保有する東京商事株式会社の株式の全部を適法に取得した（別紙 10 聴取記録 3）。

【事実関係の分析】

- 株式交換完全親株式会社は、株式交換契約で定めた効力発生日に、株式交換完全子会社の発行済株式（株式交換親株式会社の有する株式交換完全子会社の株式を除く。）の全部を取得する（会社法 769 条 1 項）。つまり、小田原商事株式会社が保有している取締役選任権付種類株式である上記の優先株式は、すべて東京商事株式会社の自己株式となるわけである。よって、今後、当該取締役等選解任権付株式である優先株式については、申請会社は議決権を行使することはできないことになる（会社法 308 条 2 項）。

- ⑤ 平成27年5月18日、Cが死亡し、Cの親族からその旨の届けが東京商事株式会社になされた（別紙10 聴取記録4）。

【事実関係の分析】

- ☐ 取締役の死亡は退任事由である。

- ⑥ 東京商事株式会社の定款には、取締役の員数を4名以上とする旨の規定がある（別紙10 聴取記録8）。

- ⑦ 平成27年5月18日時点における東京商事株式会社の取締役の構成は次の通りである（別紙1，論点3参照）。

役員に関する事項

取締役 A	平成27年3月15日重任
取締役 B	平成27年3月15日重任
<u>取締役 C</u>	<u>平成26年3月25日就任</u>
取締役 D	平成26年3月25日就任

【事実関係の分析】

- ☐ 取締役Cの死亡により、定款で定めた取締役の員数を欠くことになる。しかし後任者を選任しようにも、上記④で分析したように、取締役Cの選任にかかる取締役等選解任権付株式のすべてが、申請会社の自己株式となっているため、申請会社は議決権を行使することはできない（会社法308条2項）。このままでは、取締役は永続的に欠員することになるが、だからといって、欠員分の取締役を他の種類の株主（普通株主）によって選任するとしても、株主の意思が合致するとは言い切れない。よって、このような場合は、一律に、取締役・監査役の選任・解任について内容の異なる株式に関する定款規定が廃止されたものとみなされる（会社法112条1項）。そして、この場合は取締役等選解任権付株式の定め廃止の登記も併せて申請することになる。なお、このような定款の定め廃止の擬制を回避するために、定款であらかじめ「優先株主が存しないときは、その代わりに普通株主が取締役等を選任する」旨を定めておくこともできる。

【参考： 取締役等選解任付株式の定め廃止が擬制される場合（会社法112条）】

要件	- i 取締役等選解任権付株式が発行されている。 - ii 法律又は定款で定めた取締役又は監査役の員数を欠いている - iii 法律又は定款で定めた員数に足りる数の取締役又は監査役を選任することができない。 次のような事由がある。 ☐ 取締役等選解任権付株式の発行済株式の数が零である。 ☐ 取締役等選解任権付株式のすべてが自己株式となったため、議決権を行使することができない。 ☐ 取締役等選解任権付株式が他の種類の株式に転換された。
効果	☐ 一律に、取締役・監査役の選任・解任について内容の異なる株式に関する定款規定が廃止されたものとみなされる（会社法112条1項）。 ☐ 取締役等選解任権付株式の定め廃止の登記を申請しなければならない。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、平成27年6月2日に申請した登記として、平成27年5月18日付けで取締役Cの死亡による退任の登記及び取締役等選解任権付株式の定め廃止の登記を申請することになる。

(3) 申請例

第7問第2欄

ア 登記の事由
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更 取締役の変更
イ 登記すべき事項
平成27年5月18日変更 発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容 普通株式 3万株 優先株式 1万株 1 剰余金の配当

剰余金については、優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立ち、1株につき1000円を支払う。 1 当会社が会社法第322条第1項に掲げる行為をする場合には、普通株式の株主又は優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 同日取締役C死亡	
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）	
金6万円	
エ 添付書類の名称及び必要な通数	
定款	1通
死亡届	1通
委任状	1通

◆ 「エ 添付書類の名称及び必要な通数」の記載における注意点について

i 「取締役等選解任権付株式の定めの廃止の登記」について

- ☐ 「定款」を1通、添付する（商登規61条1項）。
- 取締役会設置会社における取締役の員数は法令においては3名とされているところ（会社法331条5項）、申請会社は定款の定めにより、取締役の員数を4名以上としているため（別紙10 聴取記録8）、法令と異なることを証するためである。

ii 「取締役Cの死亡の登記」について

- ☐ 「死亡届」を1通、添付する（商登法54条4項）。
- 本件においては、死亡者Cの親族から会社に対する死亡届を添付する。

論点 6 平成 27 年 5 月 20 日の臨時株主総会における目的の変更の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 東京商事株式会社における平成 26 年 12 月 31 日の株主構成は次の通りである（別紙 2）。

株主名	持株数
甲野一郎	普通株式 3200 株
乙野二郎	普通株式 2400 株
丙野花子	普通株式 1800 株
丁野四郎	普通株式 1300 株
戊野五郎	普通株式 1000 株
己野六郎	普通株式 300 株
小田原商事株式会社 (本店：神奈川県小田原市城北町一丁目 1 番 1 号)	優先株式 2000 株

- ② 東京商事株式会社は、株式交換に際して普通株式 1200 株を発行した（別紙 3 第 2 条）。
- ③ 平成 27 年 3 月 20 日現在の小田原商事株式会社の株主は、北条昌子 1 名のみである（別紙 9 聴取事項 5）。
- ④ 平成 27 年 5 月 1 日、東京商事株式会社は、小田原商事株式会社から、その保有する東京商事株式会社の株式の全部を取得した（別紙 10 聴取記録 3）。
- ⑤ その他には、東京商事株式会社の株主に変動は生じていない（別紙 10 聴取事項 3）。

【事実関係の分析】

- ☐ 以上のことを考慮すると、平成 27 年 5 月 20 日に開催された臨時株主総会における目的の変更に関する議決権数は以下のとおりになる。

株主	普通株式	優先株式	議決権数
甲野一郎	3200 株	0 株	3200 個
乙野二郎	2400 株	0 株	2400 個
丙野花子	1800 株	0 株	1800 個
丁野四郎	1300 株	0 株	1300 個
戊野五郎	1000 株	0 株	1000 個
己野六郎	300 株	0 株	300 個
北条昌子	1200 株	0 株	1200 個
東京商事株式会社	0 株	2000 株	0 個
合計	11200 株	2000 株	11200 個

- ⑤ 平成 27 年 5 月 20 日開催の臨時株主総会においては、次のような目的の変更決議がされている（別紙 7 第 1 号議案）。

現行	変更案
（目的） 第 3 条 当会社の目的は次のとおりである。 1. O A 機器の販売及び L A N 工事 2. <u>前号に附帯関連する一切の事業</u>	（目的） 第 3 条 当会社の目的は次のとおりである。 1. O A 機器の販売及び L A N 工事 2. <u>コンピュータシステムの構築及び販売</u> 3. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u>

- ③ 本臨時株主総会は、株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立している（別紙 10 聴取記録 1）。また、本議案については、以下の者の賛成をもって承認可決がされている（別紙 7 第 1 号議案）。

株主	普通株式	優先株式	議決権数
甲野一郎	3200 株	0 株	3200 個
丙野花子	1800 株	0 株	1800 個
丁野四郎	1300 株	0 株	1300 個
戊野五郎	1000 株	0 株	1000 個
合計	7300 株	0 株	7300 個

【事実関係の分析】

- 「目的」は定款の絶対的記載事項であるため、その変更にあつては株主総会の特別決議が必要である（会社法 466 条, 309 条 2 項 11 号）。

定足数	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席しなければならない。
可決要件	出席した当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上をもって行う。 なお、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることができる。

この点、株主の全員が出席しているので、可決要件について検討が必要である。本件の定款においては、可決要件の修正はされていないので（別紙 10 参照）、出席した株主の議決権（11200 個）の 3 分の 2 である 7467 個の賛成が必要なところ、7300 個しか賛成を得られていない。よって、決議要件を満たしていないものといえる。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、本件の目的の変更の登記は、会社法の規定に違背するため、登記の申請を代理すべきでない事項であるといえる。よって、第3欄に次のように記載する。

第7問第3欄

ア	登記の申請を代理すべきでない事項
	目的の変更の件
イ	理由
	目的を変更するには定款を変更する必要があるが、定款を変更するためには株主総会の特別決議を要する。しかし、本問では出席株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得られていないため、有効な決議がされていない。従って、当該目的変更の登記を申請することができない。

論点7 平成27年5月20日の臨時株主総会における事業年度の変更の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 平成27年5月20日に開催された臨時株主総会における議決権数は以下のとおりである（論点6参照）。

株主	普通株式	優先株式	議決権数
甲野一郎	3200株	0株	3200個
乙野二郎	2400株	0株	2400個
丙野花子	1800株	0株	1800個
丁野四郎	1300株	0株	1300個
戊野五郎	1000株	0株	1000個
己野六郎	300株	0株	300個
北条昌子	1200株	0株	1200個
東京商事株式会社	0株	2000株	0個
合計	11200株	2000株	11200個

- ② 平成27年5月20日開催の臨時株主総会においては、次のような事業年度の変更決議がされている（別紙7 第2号議案）。

現行	変更案
（事業年度） 第9条 当会社の事業年度は、毎年 1月1日から12月31日まで とする。	（事業年度） 第9条 当会社の事業年度は、毎年4 月1日から翌年3月31日まで とする。 附則3条 定款変更後の最初の事業 年度は、平成27年1月1日か ら平成28年3月31日までと する。

【事実関係の分析】

- 事業年度は、1年（事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度については、1年6ヶ月）を超えることはできないものとされている（会社計算規59条2項後段）。よって、附則3条のような定めも有効である。

- ③ 本臨時株主総会は、株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立している（別紙 10 聴取記録 1）。また、本議案については、以下の者の賛成をもって承認可決がされている（別紙 7 第 2 号議案）。

株主	普通株式	優先株式	議決権数
甲野一郎	3200 株	0 株	3200 個
乙野二郎	2400 株	0 株	2400 個
丙野花子	1800 株	0 株	1800 個
己野六郎	300 株	0 株	300 個
合計	7700 株	0 株	7700 個

【事実関係の分析】

- 「事業年度」は任意的な定款記載事項であるため、その変更にあつては株主総会の特別決議が必要である（会社法 466 条、309 条 2 項 11 号）。

定足数	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3 分の 1 以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席しなければならない。
可決要件	出席した当該株主の議決権の 3 分の 2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上をもって行う。 なお、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることができる。

この点、株主の全員が出席しているので、可決要件について検討が必要である。本件の定款においては、可決要件の修正はされていないので（別紙 10 参照）、出席した株主の議決権（11200 個）の 3 分の 2 である 7467 個の賛成が必要なところ、7700 個の賛成が得られているので有効に決議要件を満たしているものといえる。

- ④ 東京商事株式会社は、毎事業年度の末日から 3 か月以内に定時株主総会を開催する旨の定款の定めがある（別紙 9 聴取記録 8）

- ⑤ 本決議の時点における東京商事株式会社の役員及びその任期は次の通りである（別紙 1）。

	役員一覧			
平成 24 年度				
平成 24 年 1 月 1 日				
平成 24 年 3 月 25 日 (定時株主総会)	監査役 E 就任			
平成 24 年 12 月 31 日				
平成 25 年度				
平成 25 年 1 月 1 日				
平成 25 年 3 月 25 日 (定時株主総会)	監査役 F 就任			
平成 25 年 12 月 31 日				
平成 26 年度				
平成 26 年 1 月 1 日				
平成 26 年 3 月 25 日 (定時株主総会)		取締役 C 取締役 D 就任		
平成 26 年 12 月 31 日				
平成 27 年度				
平成 27 年 1 月 1 日				
平成 27 年 3 月 15 日 (定時株主総会)			取締役 A 取締役 B 重任	会計監査人 G 重任
平成 27 年 5 月 20 日 (事業年度の変更)				
平成 27 年 12 月 31 日				
平成 28 年 1 月 1 日				
平成 28 年×月×日	↓	↓	↓	↓
	(事業年度の変更がなければこの時期に平成 27 年度の定時株主総会が開催されていた)			
	【 省略 】			
平成 29 年度				
平成 29 年 4 月 1 日				
平成 29 年×月×日				
	(事業年度変更後の平成 28 年度の定時株主総会の予定日)			

【事実関係の分析】

- 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされている（会社法338条1項）。ゆえに、本件のように事業年度の変更をして変更後最初の事業年度について1年を超えることとした申請会社においては、「選任後1年以内に終了する事業年度」が存在しないことになる（例えば、会計監査人Gが重任された平成27年3月15日開催の定時株主総会の終結時に退任することになるが、これはあまりにも妥当性を欠く）。よって、この場合、会計監査人Gは、当該事業年度の変更の効力が生じた時に任期満了によって退任するものと解されている（登記情報567号P.7）。このように解すれば、一定の定款変更によって役員の任期が満了することを規定している会社法の指針とも合うからである（会社法332条7項、336条4項等参照）。
- このように、事業年度の変更により会計監査人が退任することになった場合は、みなし再任の規定（会社法338条2項）は適用されない。また、会計監査人は役員ではないので、権利義務承継の規定の適用もされない（会社法346条1項参照）。よって、この時点で、会計監査人Gの退任の登記を申請することはできる。
- 申請会社の取締役の任期は、定款に別段の定めはないので（別紙10参照）、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなる（会社法332条1項）。この点、申請会社の取締役のうち平成26年3月25日に就任した取締役Dについては、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものである平成27年度の定時株主総会の終結時点において退任することとなり、事業年度の変更がなければ、平成27年の事業年度末である平成27年12月31日から3ヶ月以内に開催される定時株主総会において退任するはずであった。しかし、事業年度が変更された場合は、変更当時において在任している役員等を含めて、役員等の任期は、当然に変更後の事業年度を基準とする任期に変更される（昭43.9.5民甲2703）。この点、本件の事業年度の変更により、平成27年12月31日から3ヶ月の期間は、いまだ平成27年度の事業年度が終了していないことになる。ゆえに、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものを再び探すとすれば、前年度の平成26年度ということになり、平成26年度に関する平成27年3月15日開催の定時株主総会の終結時に取締役Dは退任していたものと考えられることもできる。しかしながら、取締役の任期を遡って満了させることは妥当でない。よって、取締役Dにおいても、当該事業年度の変更の効力が生じた時に任期満了により退任するものと解されている（登記情報567号P.7）。
- もっとも、東京商事株式会社の定款においては、取締役の員数は4名以

上とされている（別紙 10 聴取記録 8）。よって、定款で定めた取締役の員数が欠ける場合であって、その退任原因が任期満了であるので、取締役Dは権利義務取締役となる（会社法 346 条 1 項）。ゆえに、後任の取締役が就任して申請会社の取締役の員数が 4 名以上になるまでは、退任することはできない。以上により、この時点においては取締役Dの退任の登記を申請することはできない（商登法 24 条 10 号）。

- 申請会社の監査役の任期は、定款に別段の定めはないので（別紙 10 参照）、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなる（会社法 336 条 1 項）。この点、申請会社の監査役のうち平成 24 年 3 月 25 日に就任した監査役Eについては、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものである平成 27 年度の定時株主総会の終結時点において退任することとなり、事業年度の変更がなければ、平成 27 年の事業年度末である平成 27 年 12 月 31 日から 3 ヶ月以内に開催される定時株主総会において退任するはずであった。しかし、事業年度が変更された場合は、変更当時において在任している役員等を含めて、役員等の任期は、当然に変更後の事業年度を基準とする任期に変更される（昭 43.9.5 民甲 2703）。この点、本件の事業年度の変更により、平成 27 年 12 月 31 日から 3 ヶ月の期間は、いまだ平成 27 年度の事業年度が終了していないことになる。ゆえに、選任後 4 年以内に終了する事業年度を再び探すとすれば、前年度の平成 26 年度ということになり、平成 26 年度に関する平成 27 年 3 月 15 日開催の定時株主総会の終結時に監査役Eは退任していたものと考えられることもできる。しかしながら、監査役の任期を遡って満了させることは妥当でない。よって、監査役Eにおいても、当該事業年度の変更の効力が生じた時に任期満了により退任するものと解されている（登記情報 567 号 P. 7）。
- 申請会社は監査役設置会社である（別紙 1 参照）。よって、監査役は 1 名は存在しなければならない。もっとも、監査役Eが退任したとしても、監査役Fが有効に存在している。よって、この時点において、監査役Eの退任の登記を申請することができる。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、平成 27 年 6 月 2 日に申請した登記として、平成 27 年 5 月 20 日付けで監査役E、会計監査人Gの退任の登記を申請することになる。

(3) 申請例

第7問第2欄

ア 登記の事由	
監査役及び会計監査人の変更	
イ 登記すべき事項	
平成27年5月20日次の者退任	
監査役 E	
会計監査人 G	
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）	
金3万円	
エ 添付書類の名称及び必要な通数	
株主総会議事録	1 通
委任状	1 通

※ 「事業年度」そのものは登記事項ではないので，変更する旨の記載は不要である。

論点8 平成27年5月22日の戊野五郎の新株予約権の行使の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 平成27年5月22日、第1回新株予約権の新株予約権者である戊野五郎が新株予約権2個を行使し、金800万円を指定の金融機関に払い込んだ（別紙10 聴取記録5）。
- ② 第1回新株予約権の発行の際に、資本金として計上しない額についての定めはなされていない（別紙10 聴取記録6）。

【事実関係の分析】

- ☐ 新株予約権者は、行使の日までに、新株予約権に係る出資をしなければならない。この点、本件においては、権利行使価額の全額（金400万円×2個＝800万円）が指定の金融機関に適法に払い込まれているので、有効に金銭出資がなされているものといえる。
- ☐ この800万円はすべて資本金として計上されることになる。

- ② 平成27年5月22日時点における東京商事株式会社の登記簿における新株予約権に関する事項は次のようなものである（別紙1，論点2参照）。

新株予約権に関する事項（抜粋）

第1回新株予約権

新株予約権の数 10個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万株

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込みを要しないとする旨 無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
金400万円

新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月30日から平成27年6月30日まで

新株予約権を行使することができる期間

平成24年6月30日から平成28年6月30日まで

【事実関係の分析】

- ☐ 本件の新株予約権の行使は所定の新株予約権を行使することができる期間内の行使であり、適法である。
- ☐ 本件の新株予約権の行使は新株予約権の数10個のうち2個を行使するという「一部行使」であることが分かる。

- ③ 平成27年5月22日時点における東京商事株式会社の株主構成は次のとおりである（論点7参照）。

株主	普通株式	優先株式	議決権数
甲野一郎	3200株	0株	3200個
乙野二郎	2400株	0株	2400個
丙野花子	1800株	0株	1800個
丁野四郎	1300株	0株	1300個
戊野五郎	1000株	0株	1000個
己野六郎	300株	0株	300個
北条昌子	1200株	0株	1200個
東京商事株式会社	0株	2000株	0個
合計	11200株	2000株	11200個

【事実関係の分析】

- 本件の新株予約権の目的たる株式の種類は「普通株式」であり，申請会社は普通株式については自己株式を保有していないことが分かる。よって，本件の新株予約権の行使においては，申請会社は新たに普通株式2000株（1万株÷10個×2個）を発行することになる。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により，平成27年6月2日に申請した登記として，平成27年5月22日（又は平成27年5月31日）付けで，新株予約権の一部行使による変更登記を申請することになる。

(3) 申請例

ア 登記の事由
新株予約権の行使
イ 登記すべき事項
平成27年5月22日変更（「平成27年5月31日変更」としてもよい） 発行済株式の総数 15200株 各種の株式の数 普通株式 13200株 優先株式 2000株 資本金の額 金1億4000万円 同日変更（「平成27年5月31日変更」としてもよい）

第1回新株予約権 新株予約権の数 8個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 8000株	
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）	
金5万6000円	
エ 添付書類の名称及び必要な通数	
新株予約権の行使があったことを証する書面	1通
払込みがあったことを証する書面	1通
資本金の額の計上に関する証明書	1通
委任状	1通

◆ 「イ 登記すべき事項」の記載における注意点

- ☐ 原因年月日については、新株予約権の個々の行使の日（平成27年5月22日）でも新株予約権があった月の末日（平成27年5月31日）でもよいとされている（会社法915条1項、3項1号）。
- ☐ 「登記すべき事項」は、次のとおりである。

登記すべき事項	本件におけるあてはめ
☐ 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数（会社法911条3項9号）	発行済株式の総数 15200株 各種の株式の数 普通株式 13200株 優先株式 2000株
☐ 資本金の額（会社法911条3項5号）	資本金の額 金1億4000万円
☐ 新株予約権の数（会社法911条3項12号イ）	第1回新株予約権 新株予約権の数 8個
☐ 新株予約権の目的である株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法（会社法911条3項12号ロ、会社法236条1項1号）	新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式 8000株

※ ここから、新株予約権が行使された場合は、申請会社が自己株式を交付したときであっても、行使された新株予約権の数は変化するので、新株予約権の行使による変更の登記の申請自体は必要であることになる。

変更前 (平成 27 年 3 月 20 日株式交換後)	本件の変更後
発行済株式の総数 1 万 3200 株	発行済株式の総数 1 万 5200 株
各種の株式の数 普通株式 1 万 1200 株 優先株式 2000 株	各種の株式の数 普通株式 1 万 3200 株 優先株式 2000 株
資本金の額 金 1 億 3200 万円	資本金の額 金 1 億 4000 万円

◆ 「ウ 登録免許税の額」の記載に関する注意点

- 資本金の額の増加として，増加した資本金の額金 800 万円に 1000 分の 7 を乗じた金 5 万 6000 円が登録免許税の額となる（登免法別表 1. 24. (1) 二）。

論点9 平成27年6月1日の臨時株主総会の取締役X及びYの選任の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 東京商事株式会社の定款には、取締役の員数を4名以上とする旨の規定がある（別紙10 聴取記録8）。
- ② 平成27年5月18日、取締役Cが死亡した（論点5）。
- ③ 平成27年5月20日、事業年度の変更により取締役Dは退任することになったが、定款で定めた取締役の員数に欠けることになるため、権利義務取締役となっている（論点7）。
- ④ 東京商事株式会社は、平成27年6月1日に臨時株主総会を開催した（別紙8）。本臨時株主総会は、株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立している（別紙10 聴取記録2）。
- ⑤ 平成27年6月1日の臨時株主総会においては、取締役X及びYを選任する旨の決議がされた（別紙8 第1号議案）。被選定者は、席上就任承諾した。本議案については、出席株主全員が賛成している。

【事実関係の分析】

- 役員の選任は、特別な株主総会の普通決議（会社法341条）により行う。よって、本件において決議機関は適法であり、決議要件を有効に満たしているものといえる。
- 株式会社と役員との関係は、委任に関する規定に従うため（会社法330条）、株主総会で選任された者が就任を承諾して初めて、就任の効力は生じるものとされている（民法643条）。これは、本件のように席上なされたものでもよいとされている。
- 本件の取締役の選任により、申請会社の取締役の員数は定款で定めた4名以上となる（取締役A、B、X、Y）。よって、後任の取締役の就任により会社の運営に支障が生じるおそれがあるので、この時点で権利義務を有する取締役Dの退任登記を申請することができる。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、平成27年6月2日に申請した登記として、平成27年5月20日付けで取締役Dの退任の登記を、平成27年6月1日付けで取締役X及びYの就任の登記を申請することになる。

(3) 申請例

第7問第2欄

ア 登記の事由	
取締役の変更	
イ 登記すべき事項	
平成27年5月20日次の者退任 取締役 D	
平成27年6月1日次の者就任 取締役 X, 同 Y	
ウ 登録免許税の額（内訳の記載は要しない）	
金3万円	
エ 添付書類の名称及び必要な通数	
株主総会議事録	2通
就任承諾書	2通
委任状	1通

◆ 「イ 登記すべき事項」の記載における注意点について

- 権利義務取締役Dの退任の登記の原因年月日は、本来の任期が満了した日である平成27年5月20日である（昭31.4.6民甲746）。権利義務関係が解消した平成27年6月1日ではない。これは、権利義務取締役自体は登記事項とならないので、権利義務取締役の解消事由及びその日付を登記するわけにはいかないからである。

◆ 「エ 添付書類の名称及び必要な通数」の記載における注意点について

- 「株主総会議事録」を2通、添付する。
まず、平成27年5月20日開催の臨時株主総会にかかる株主総会議事録（別紙7）である。これは、権利義務取締役Dの任期満了を証するものである（商登法54条2項）。次に、平成27年6月1日開催の臨時株主総会にかかる株主総会議事録（別紙8）である。これにより、取締役X及びYの選任決議の成立を証するものであり（商登法46条2項）、またそれにより権利義務取締役Dの権利義務関係が解消されたこと証するためのものである。

論点 10 平成 27 年 6 月 1 日の臨時株主総会の会計監査人南青山監査法人の選任の件

(1) 事実関係の整理及び分析

- ① 東京商事株式会社は、会計監査人設置会社である（別紙 1 参照）。
- ② 平成 27 年 5 月 20 日、事業年度の変更により会計監査人 G は退任した（論点 7）。
- ③ 東京商事株式会社は、平成 27 年 6 月 1 日に臨時株主総会を開催した（別紙 8）。
本臨時株主総会は、株主の全員が出席したことから、株主総会の全ての議案を審議することができる法令及び定款上の定足数を充足しており、当該株主総会は、適法に成立している（別紙 10 聴取記録 2）。
- ④ 平成 27 年 6 月 1 日の臨時株主総会においては、会計監査人南青山監査法人を選任する旨の決議がされた（別紙 8 第 2 号議案）。被選定者は、席上就任承諾した。本議案については、次の株主が賛成している。

株主	普通株式	優先株式	議決権数
乙野二郎	2400 株	0 株	2400 個
丙野花子	1800 株	0 株	1800 個
丁野四郎	1300 株	0 株	1300 個
己野六郎	300 株	0 株	300 個
合計	5800 株	0 株	5800 個

- ⑤ 本議案決議時における議決権数は以下のとおりである（論点 8 参照）。

株主	普通株式	優先株式	議決権数
甲野一郎	3200 株	0 株	3200 個
乙野二郎	2400 株	0 株	2400 個
丙野花子	1800 株	0 株	1800 個
丁野四郎	1300 株	0 株	1300 個
戊野五郎	3000 株 ※	0 株	3000 個
己野六郎	300 株	0 株	300 個
北条昌子	1200 株	0 株	1200 個
東京商事株式会社	0 株	2000 株	0 個
合計	13200 株	2000 株	13200 個

※ 新株予約権の行使により普通株式 2000 株分が増加している（論点 8 参照）。

【事実関係の分析】

- 会計監査人の選任は、株主総会の普通決議によって行われる（会社法 329 条 1 項, 309 条 1 項）。役員の選任とは異なる点に注意が必要である（会社法 341 条）。

【普通決議における決議要件（会社法 309 条 1 項）】

定足数	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（定款の定めによって軽減又は加重することができる）を有する株主が出席しなければならない。
可決要件	出席した当該株主の議決権の過半数（定款の定めによって加重することのみできる）をもって行う。

この点、株主の全員が出席しているので、検討が必要なのは可決要件についてである。本件の定款においては、可決要件の修正はされていないので（別紙 10 参照）、出席した株主の議決権（13200 個）の過半数である 6601 個の賛成が必要なところ、5800 個の賛成しか得られていないので可決要件を満たしていないものといえる。

(2) 結論

上記事実関係の整理及び分析により、本件の会計監査人南青山監査法人の就任の登記は、会社法の規定に違背するため、登記の申請を代理すべきでない事項であるといえる。よって、第 3 欄に次のように記載する。

第 7 問第 3 欄

ア 登記の申請を代理すべきでない事項
会計監査人選任の件
イ 理由
会計監査人を選任するには株主総会の普通決議が必要である。しかし、本問では新株予約権の行使によって発行済株式の数が増加したこともあり、出席株主の議決権の過半数の賛成を得られていないため、有効な決議がされていない。従って、会計監査人就任の登記を申請することができない。

本問における添付書面の種類と通数のまとめ

1. 商業登記の申請における添付書面の通数について

- 商業登記の申請においては、同一の登記所に対して同時に数個の申請をする場合においては、各申請書に添付すべき書類（電磁的記録も含む。）に内容が同一であるものがあるときは、一個の申請書のみに通を添付すればよい（商登規 37 条 1 項）。

2. 平成 27 年 3 月 27 日申請分について

添付書面の名称	添付を要する登記	合計通数
株式交換契約書	論点 1 株式交換の登記	1 通
株主総会議事録	平成 27 年 3 月 15 日開催の定時株主総会にか かかる議事録（別紙 4） 論点 1 株式交換の登記 論点 2 新株予約権の内容の変更の登記 論点 4 会計監査人 G の重任の登記	1 通
種類株主総会議事録	平成 27 年 3 月 17 日開催の東京商事株式会 社の普通株式にかかる種類株主総会の議 事録（別紙 9 聴取記録 10） 論点 1 株式交換の登記 平成 27 年 3 月 15 日開催の東京商事株式会 社の普通株式にかかる種類株主総会の議 事録（別紙 5） 論点 2 新株予約権の内容の変更の登記 論点 3 取締役 A・B の重任の登記	2 通
取締役会議事録	平成 27 年 3 月 15 日開催の取締役会にかか る議事録（別紙 6） 論点 3 代表取締役 A の重任の登記	1 通
印鑑証明書	論点 3 代表取締役 A の重任の登記	6 通
取締役の就任承諾書	論点 3 取締役 A・B の重任の登記	2 通
代表取締役の就任承諾 書	論点 3 代表取締役 A の重任の登記	1 通
公認会計士であることを証する書面	論点 4 会計監査人 G の重任の登記	1 通

資本金の額の計上に関する証明書	論点1 株式交換の登記	1 通
小田原商事株式会社の登記事項証明書	論点1 株式交換の登記	1 通
小田原商事株式会社の株主総会議事録	論点1 株式交換の登記	1 通
委任状	論点1 株式交換の登記 論点2 新株予約権の内容の変更の登記 論点3 取締役A・Bの重任の登記 論点3 代表取締役Aの重任の登記 論点4 会計監査人Gの重任の登記	1 通

3. 平成27年6月2日申請分について

添付書面の名称	添付を要する登記	合計通数
定款	論点5 取締役等選解任権付株式の定め の廃止の登記	1 通
株主総会議事録	平成27年5月20日開催の臨時株主総会に かかる議事録（別紙7） 論点7 監査役Eの退任の登記 会計監査人Gの退任の登記 論点9 取締役Dの退任の登記 平成27年6月1日開催の臨時株主総会に かかる議事録（別紙8） 論点9 取締役X及びYの就任の登記	2 通
就任承諾書	論点9 取締役X及びYの就任の登記	2 通
新株予約権の行使があ ったことを証する書面	論点8 新株予約権の行使による変更の登記	1 通
払込みがあったことを 証する書面	論点8 新株予約権の行使による変更の登記	1 通
資本金の額の計上に関 する証明書	論点8 新株予約権の行使による変更の登記	1 通
死亡届	論点5 取締役Cの死亡の登記	1 通

委任状	論点 5 取締役Cの死亡の登記 論点 5 取締役等選解任権付株式の定め の廃止の登記 論点 7 監査役Eの退任の登記 会計監査人Gの退任の登記 論点 8 新株予約権の行使による変更の登記 論点 9 取締役X及びYの就任の登記 論点 9 取締役Dの退任の登記	1 通
-----	--	-----

本問における登録免許税のまとめ

1. 商業登記の申請における登録免許税の計算方法について

- 同一の登記の申請書によって、登録免許税法別表第一に掲げる登記の区分に応じ2以上の登記を受ける場合には、各登記につき同表に掲げる税率を適用して計算した金額の合計金額をもって登録免許税の額とする（登免法18条）。
- ※ たとえば、同一の申請書によって、役員の変更の登記と商号の変更の登記を申請する場合には、役員の変更登記（登免法別表 1.24. (1)カ）と商号の変更の登記（登免法別表 1.24. (1)ツ）は、登記の区分が異なるので、それぞれの課税項目ごとに納付しなければならない。
- ※ しかし、同一の申請書によって、商号の変更の登記と目的の変更の登記を申請する場合には、登記の区分はいずれも登記事項の変更の登記（登免法別表 1.24. (1)ツ）にあたるため、この場合の登録免許税は、申請件数1件につき、合計して金3万円で良いことになる。

2. 平成27年3月27日申請分について

① 各論点の登記の区分、課税標準及び税率

申請すべき登記	登記の区分	課税標準及び税率
論点1 株式交換の登記	資本金の増加の登記	増加した資本金の額に1000分の7を乗じたもの（これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円）（登免法別表 1.24. (1)ニ）
論点3 取締役A・Bの重任の登記 論点3 代表取締役Aの重任の登記 論点4 会計監査人Gの重任の登記	役員変更の登記	申請件数1件につき3万円（資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等については、1万円）（登免法別表 1.24. (1)カ）
論点2 新株予約権の内容の変更の登記	登記事項変更の登記	申請件数1件につき金3万円（登免法別表 1.24. (1)ツ）

② 第1欄において納付すべき登録免許税の額

登記の区分	合計額
資本金の増加の登記	金 8 万 4,000 円
役員変更の登記	金 3 万円
登記事項の変更の登記	金 3 万円
第1欄において納付すべき登録免許税の額	金 14 万 4,000 円

3. 平成27年6月2日申請分について

① 各論点の登記の区分、課税標準及び税率

申請すべき登記	登記の区分	課税標準及び税率
論点5 取締役Cの死亡の登記 論点7 監査役Eの退任の登記 会計監査人Gの退任の登記 論点9 取締役X及びYの就任の登記 論点9 取締役Dの退任の登記	役員変更の登記	申請件数1件につき 3万円（資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等については、1万円） （登免法別表1.24.(1)カ）
論点5 取締役等選解任権付株式の定め 廃止の登記	登記事項変更の登記	申請件数1件につき金3万円 （登免法別表1.24.(1)ツ）
論点8 新株予約権の行使による変更の登記	資本金の増加の登記	増加した資本金の額に1000分の7を乗じたもの（これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円）（登免法別表1.24.(1)ニ）

② 第2欄において納付すべき登録免許税の額

登記の区分	合計額
資本金の増加の登記	金 5 万 6,000 円
役員変更の登記	金 3 万円
登記事項の変更の登記	金 3 万円
第2欄において納付すべき登録免許税の額	金 11 万 6,000 円

